



埼玉県報

第36号
令和元年(2019年)
9月6日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（保安課）

告示

- 災害救助用備蓄食料「缶入りパン」に関する落札者等の公示（入札課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 生野土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 羽生都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 携帯電話解析装置用端末に関する落札者等の公示（会計課）
- 職員情報総合管理システム用サーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 警察署サーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 車両一体型給水車の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月6日

埼玉県公安委員会委員長 齋藤 公 子

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第9号を次のように改める。

(9) 危険物運搬の届出の受理に関すること。

第50条第6号中「核燃料物質」の次に「及び特定放射性同位元素」を加える。

附 則

この規則は、令和元年9月6日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
災害救助用備蓄食料「缶入りパン」 222,000食
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県農林部農産物安全課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社サイボウ
埼玉県さいたま市見沼区卸町2丁目6番15号
- 5 落札金額
47,252,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年6月25日

告示

埼玉県告示第四百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）和光市南口駅ビル

埼玉県和光市本町四―六

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄

東京都墨田区押上一丁目一番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年三月三十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百六十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三六・三五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から翌午前零時

ト 届出年月日

令和元年七月三十日

二 縦覧期間

令和元年九月六日から令和二年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月六日から令和二年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）でんきち飯能店

埼玉県飯能都市計画事業岩沢北部地区画整理事業二百七街区二画地 外

ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

（変更後）荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前零時から翌午前零時

ハ 変更年月日

令和元年九月六日

ニ 届出年月日

令和元年八月九日

二 縦覧期間

令和元年九月六日から令和二年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月六日から令和二年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、生野土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|--------|--------------------------|
| 理事 | 宮部 勝利 | 埼玉県本庄市児玉町児玉千八百九番地 |
| 同 | 永尾 勇三郎 | 同 同 同 千七百七十六番地四 |
| 同 | 笠原 敬一 | 同 同 同 千八百七十一番地一 |
| 同 | 田島 富雄 | 同 同 同 千四百八十三番地二 |
| 同 | 永尾 弘子 | 同 同 同 二千三百三十六番地二 |
| 同 | 小林 儀男 | 同 同 同 千八百八十八番地一 |
| 同 | 宮部 弘志 | 同 同 同 千八百十一番地一 |
| 同 | 田島 博 | 同 同 同 千九百七番地一 |
| 同 | 小林 久雄 | 同 同 同 千七百八十八番地 |
| 同 | 宮部 延一 | 同 同 同 千八百九十六番地五 |
| 同 | 逸見 均 | 同 同 同 児玉郡美里町大字沼上二百六十三番地 |
| 同 | 永尾 英二 | 同 同 同 本庄市児玉町児玉二千二百二十二番地二 |
| 監事 | 小林 猛 | 同 同 同 千八百二十一番地 |
| 同 | 田島 善市郎 | 同 同 同 九百七十五番地 |
| 同 | 田島 房男 | 同 同 同 千六百四十四番地五 |

二 退任

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|--------|-------------------|
| 理事 | 宮部 勝利 | 埼玉県本庄市児玉町児玉千八百九番地 |
| 同 | 田島 富雄 | 同 同 同 千四百八十三番地二 |
| 同 | 永尾 勇三郎 | 同 同 同 千七百七十六番地四 |
| 同 | 永尾 弘子 | 同 同 同 二千三百三十六番地二 |
| 同 | 小林 儀男 | 同 同 同 千八百八十八番地一 |
| 同 | 宮部 一三 | 同 同 同 千八百九十六番地五 |
| 同 | 笠原 敬一 | 同 同 同 千八百七十一番地一 |

| | | | | | | | |
|-----------|----------|----------|------------|----------|---------|---------|----------|
| 同 | 同 | 監事 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 永尾義明 | 小林猛 | 田島善市郎 | 逸見最 | 小林久雄 | 宮部一夫 | 田島博 | 宮部弘志 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 本庄市児玉町児玉 | 児玉郡美里町大字沼上 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 九百七十五番地 | 二百七十九番地 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 二千百二十二番地二 | 千八百二十一番地 | | | 千七百八十八番地 | 二千九十二番地 | 千九百七番地一 | 千八百十一番地一 |

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市吉田阿熊字新井五四二の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字日野原八九四の一、八九四の八、八九四の

九

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

平成三十年埼玉県告示第九百七十三号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十二日終了した旨測量計画機関である埼玉県から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百三十号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（MMS）

三 作業地域

さいたま市大宮区吉敷町一丁目外

四 作業期間

令和元年九月二日から令和二年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第四百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

| | | | | | | | | |
|---|-----------------|-------------|--|--|--|--|--|--|
| 一 | 番号 | | | | | | | |
| | 都市計画 区域名 | 羽生 | | | | | | |
| | 市町村名 | 羽生市 | | | | | | |
| | 都市計画の 種類及び名称 | 区域区分 | | | | | | |
| | 公聴会 | 期日及び時間 | 令和元年十月 十五日午後二 時から | | | | | |
| | | 場 所 | ワークヒルズ 羽生大会議室 | | | | | |
| | 公述申出書 | 提出期間 | 令和元年九月 六日から令和 元年九月二十 日午後五時一 五分まで | | | | | |
| | | 提 出 先 | 埼玉県都市整 備部都市計画 課、羽生市ま ちづくり政策 課 | | | | | |
| | 都市計画の構想 | 閲覧期間 | 令和元年九月 六日から令和 元年九月二十 日まで | | | | | |
| | | 閲覧場所 | 埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、羽生市 まちづくり政 策課 | | | | | |

公 述 申 出 書

令和元年9月6日付け埼玉県報に登載された羽生都市計画区域区分の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和元年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第四百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

携帯電話解析装置用端末 35台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月16日

4 落札者の氏名及び住所

P F U東日本株式会社 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目4番13号

5 落札金額

60,885,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月31日

告 示

埼玉県告示第四百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

職員情報総合管理システム用サーバ等機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月12日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

349,786,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月31日

告 示

埼玉県告示第四百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
警察署サーバ等機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
107,778,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年6月4日

告 示

埼玉県公営企業告示第三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び数量
車両一体型給水車 4台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課施設整備担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
関東いすゞ自動車株式会社 法人営業部
さいたま市南区内谷2-18-36
- 5 落札金額（税抜）
46,160,000円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年5月31日

告 示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年九月六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和元年九月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和元年九月定例会提出予定案件について

ロ その他